

## 住民投票に関する事項について（案）

### ○ 住民投票実施の判定および第三者機関の設置について

#### ① 住民投票実施の判定について

##### ア) 住民発議の場合

- ・住民投票の請求者（代表者）により、住民投票の署名収集を開始する旨の申請が出された場合、市長は請求内容の審査を行い、当該申請の「受理・不受理」を決定する。
- ・申請が受理されれば、請求者は、住民投票に必要な署名収集を開始する。
- ・申請が不受理となり、請求者が市長に異議申立てを行った場合は、市長は、第三者機関に対して、当該申請を受理するか否かの審議を依頼する。
- ・市長は、第三者機関の判定に従うものとする。
- ・市長は、住民投票に必要な署名が収集された後、その署名などを確認し、住民投票の実施を決定する。

##### イ) 市長発議の場合

- ・市長発議の前に、市長はあらかじめ第三者機関に意見聴取し、意見を尊重したうえで発議し、住民投票を行う。

##### ウ) 議会発議の場合

- ・一定数の議員の提案をもとに議決された場合、市長は住民投票の実施を決定する。

#### ② 第三者機関の設置について

- ・住民投票の請求者（代表者）により、住民投票の署名収集を開始する旨の申請が出され、市長が当該申請を不受理と判断した場合において、請求代表者が市長に対して異議申立てを行った場合、第三者機関は、市長の依頼に基づいて異議申立ての内容について審議する。
- ・第三者機関は、市長発議に際してあらかじめ、市長に対して意見を述べる。
- ・住民投票実施の判定根拠とする基準については、次の内容とする。

#### ○ 市政運営における重要事項であること

（かつ、下記の事項に当てはまらないこと）

- 特定の市民または地域に関する事項
- 市の組織・人事などに関する事項
- 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項  
（議会の解散請求、議員・市長の解職請求、合併法定協議会の設置協議）
- 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思を表示する必要があると判断されるものを除く
- 上記のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

#### ③ 第三者機関を構成する「有識者」の検討

## ○ 投票資格者とは誰か

年齢要件と国籍要件をどうするか など

## ○ 住民投票の発議に必要な住民の署名数、議員の提案数等をどうするか

### ・住民発議の必要署名要件

草津市自治体基本条例の検討段階では、投票資格者の1/5という割合が提案されていた

理由：地方自治法の直接請求の10倍

有権者の2割

リコール要件よりも低い設定

### ・議会発議の必要要件

#### ① 提案要件

(例 1/12 議員の提案提出の際の基準 など)

#### ② 議決要件

(例 過半数、2/3 など)

## ○ 住民投票の手法について

- ・住民投票制度自体が拘束型ではなく諮問型であるということから、郵送によるアンケート等の柔軟な手法も検討することとなっている。
- ・ただ、公明性・適正性の観点に基づくならば、投票行為自体は、公職選挙法に基づくことが望ましいと考えられる。
- ・郵送による手法は、市民参加の一つの方法として行うことも考えられる。

## ○ 住民投票の設問形式について

住民投票に諮る設問方法や選択肢の数について検討する必要がある  
(二者択一式・複数選択式)

## ○ 住民投票の実施時期や投票運動について

- ・住民投票の実施時期を選挙と同日にするのか否か
- ・投票運動について制限を設けるか否か